



水道料金・下水道使用料について

〔水道料金〕

伊豆の国市の水道料金の、「基本加入分担金」と「水道料金」は下記の表のとおりになります。
これからも安心・安全な水を安定して供給するため、ご理解をいただけますようお願いいたします。

基本加入分担金〔新規・増径時〕

令和元年10月以降

【税込】

口 径	金 額
13 mm	38,500 円
20 mm	99,000 円
25 mm	154,000 円
30 mm	231,000 円
40 mm	429,000 円
50 mm	682,000 円
75 mm	1,650,000 円
100 mm	2,970,000 円
150 mm 以上	管理者が定める額

※「基本加入分担金」は、水道を新たに引いたり、口径を大きくしたりする申込時にのみ発生します。

水道料金〔2ヶ月税込金額〕

令和元年10月以降

1. 基本料金

【税込】

口 径	金 額
13 mm	924 円
20 mm	1,562 円
25 mm	2,090 円
30 mm	2,882 円
40 mm	4,708 円
50 mm	8,888 円
75 mm	18,040 円
100 mm	30,360 円
150 mm以上	69,256 円

2. 従量料金 (1 m³につき)

【税込】

使用水量	金 額
1 m ³ ～ 20 m ³	56.10 円
21 m ³ ～ 100 m ³	67.10 円
101 m ³ ～ 500 m ³	78.10 円
501 m ³ ～1,000 m ³	89.10 円
1,001 m ³ ～	100.10 円

臨時用 (工事等で一時的に使用するもの)

1 m³につき 220 円

〔水道料金：口径13mm・使用水量が2ヶ月で75 m³の場合の計算例〕

- 基本料金 ① 924 円 ※口径によって異なります。
- 従量料金 ② 1,122 円 = 20 m³ (1～20 m³) × 56.10 円
- ③ 3,690.5 円 = 55 m³ (21～80 m³) × 67.10 円

水道料金 5,736 円(①+②+③) ※小数点以下切り捨て



〔下水道使用料〕

伊豆の国市の下水道を使用されている方につきましては、水道料金の請求時に下水道使用料も合わせてご請求させていただきます。下水道使用料は下記の表のとおりです。

下水道使用料〔2ヶ月税込金額〕

令和5年4月以降

【税込】

区 分			金 額
一般汚水	基本料金	20m ³ まで	2,596 円
	超過料金	1 m ³ につき	129.8 円
営業用温泉汚水		1 m ³ につき	61.6 円

※基本料金には20 m³までの使用料が含まれており、一般汚水の超過料金は、使用水量が20 m³を超えた分について発生します。

〔下水道使用料：使用水量が2ヵ月で75 m³の場合の計算例〕

1. 基本料金 ① 2,596 円 (20 m³まで)
2. 超過料金 ② $7,139.0 \text{ 円} = (75 \text{ m}^3 - 20 \text{ m}^3) \times 129.8 \text{ 円}$

下水道使用料 9,735.0 円(①+②) → 9,730 円 ※10 円未満切り捨て

〔お問合せ先〕

■水道料金・下水道使用料の納付、口座振替及び水道の使用開始・中止等に関すること

伊豆の国市上下水道料金お客様センター Tel055-948-2919

■上記以外に関すること

伊豆の国市 都市整備部 上下水道課 Tel055-948-2911

Tel055-948-2920

■〒410-2292 伊豆の国市長岡184-2 伊豆の国市役所 伊豆長岡庁舎別館 1F